

第 3 4 回提出資料 (伊藤委員の提出資料)

「衛星によるセーフティネットに関する検討結果について」への意見

地上デジタル放送普及対策検討会（39 道府県検討会）

地上デジタル放送の伝送は地上中継局によることが基本であり、その補完手段は共聴施設やケーブルテレビ等地上系ネットワークによるべきである。衛星によるセーフティネットでは、身近な生活情報や緊急・災害情報など、真に住民が必要とする地域情報を迅速に入手することができなくなるなどの不利益を受けることから、まずは、地上系ネットワークの整備に傾注し、努力を尽くすべきであることは言うまでもない。しかしながら、やむをえず「衛星によるセーフティネット」を実施するにあたっては、次の点に配慮することを要請する。

1. 地上系ネットワークの整備について

- ・ 国および放送事業者は、2011年7月までに地上系ネットワークの整備について、できる限りの対策を講じること。また、衛星によるセーフティネットの対象世帯の公表にあわせて、セーフティネット期間終了までの地上系ネットワークへの移行計画について、整備の時期や方法を明らかにし、実効性を担保すること。
- ・ セーフティネット対象世帯のうち、「新たな難視世帯」、「デジタル化困難共聴世帯」に係る地上系ネットワークの整備については、国および放送事業者の責務において行うこと。

2. 衛星によるセーフティネットの対象世帯の範囲および対象世帯への周知について

- ・ 全くテレビが見られない状況はあってはならないことから、デジタル放送が受信できない全ての世帯（「アナログでも難視」に分類された世帯を含む）を対象とすること。
- ・ 対象となる各世帯へは、個別に衛星セーフティネットの対象となった理由や必要な手続きなどについて、国および放送事業者の責務において説明すること。その際には、対象世帯においてもなく手続きが実施されるよう、特に高齢者世帯などへ配慮すること。
- ・ また同様に、通常の地上系ネットワークによる放送との差異（標準画質であること、複数編成番組・データ放送は提供されないこと、地域情報のないキー局放送であること等）があることについても、国及び放送事業者の責務において説明し、理解を得るよう努めること。

3. 視聴者側の経費負担について

- ・ 衛星によるセーフティネットは、本来整備すべき地上系ネットワークが整備されるまでの緊急避難的措置であることから、地上系ネットワークを利用する視聴者であれば必要のない、衛星受信アンテナやチューナー等の設置費用、視聴料等の負担を衛星によるセーフティネットを利用する視聴者に求めないこと。

4. 対象世帯への地域情報の伝達について

- ・ 地域コミュニティの一体感の醸成や、暮らしの安心・安全を確保するために、地域に密着した情報の伝達が不可欠であることから、身近な生活情報や緊急・災害情報など地域情報や気象情報を提供する手法を検討すること。

5. セーフティネット実施期間終了後の対応について

- ・ 国および放送事業者は、「アナログでも難視」に分類された世帯についても、実際はアナログ放送が視聴されている実態があることから、放送法第1条および第2条の2の規定を尊重し、地上デジタル放送も引き続き視聴できるよう、対策を講じること。
- ・ NHKは、現に受信料を徴収している世帯は「アナログ放送が受信できている」世帯であること、また「あまねく放送」する義務を負っていることから、確実に放送を送り届けるよう、引き続き対策を講じること。